

鳥取県水産業協同組合法施行細則をここに公布する。

平成20年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県水産業協同組合法施行細則

水産業協同組合法施行規則（昭和24年鳥取県規則第109号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 漁業協同組合 県内の区域のみを地区とする漁業協同組合をいう。
- （2） 漁業生産組合 県内の区域に主たる事務所が所在する漁業生産組合をいう。
- （3） 水産加工業協同組合 県内の区域のみを地区とする水産加工業協同組合をいう。
- （4） 漁業協同組合連合会 県内の区域のみを地区とする漁業協同組合連合会をいう。
- （5） 漁業協同組合連合会等 県の区域を地区とする漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会をいう。
- （6） 申請等 法又は水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号。以下「政令」という。）の規定に基づき知事に対してなされる申請その他の行為をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（申請等に係る提出書類）

第3条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- （1） 申請等を行う理由を記載した書類（別表の2の項の中欄の（2）、同表の3の項の中欄の（1）及び（2）、同表の4の項の中欄の（1）から（3）まで、同表の5の項の中欄の（1）及び（3）並びに同表の6の項及び9の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。）
- （2） 申請等に係る総会（法第52条第1項（法第92条第3項又は法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定により総代会を置く漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合にあっては総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本（別表の3の項の中欄の（1）及び（2）、同表の4の項の中欄の（1）及び（3）並びに同表の5の項の中欄の（1）から（3）までに掲げる申請等を行う場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の水産業協同組合法施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の鳥取県水産業協同組合法施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条関係）

申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
1 漁業協同組合、 漁業生産組合、水	法第63条第1項（法第86条第3 項、第92条第4項及び第96条第	ア 設立認可申請書 イ 定款

<p>産加工業協同組合及び漁業協同組合連合会（県の区域を地区とする漁業協同組合連合会を除く。3の項及び5の項から9の項までにおいて同じ。）の発起人</p>	<p>4項において準用する場合を含む。）の規定による組合又は連合会の設立の認可の申請</p>	<p>ウ 初年度及び次年度の事業計画書 エ 設立発起人名簿 オ 法第60条第1項（法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）及び法第62条第1項（法第86条第3項、第92条第4項及び第96条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告を行ったことを証する書類 カ 設立準備会の議案書及び議事録の謄本 キ 創立総会の議案書及び議事録の謄本 ク 経営する漁業の種類及び内容を記載した書類並びに法第17条第2項の同意を得たことを証する書類（漁業又はこれに附帯する事業を営もうとする漁業協同組合に限る。）</p>
<p>2 漁業協同組合（（2）に掲げる申請にあっては、漁業協同組合連合会の会員である漁業協同組合）</p>	<p>(1) 法第17条第4項の規定による漁業経営に必要な条件を欠いたことの届出 (2) 法第91条の3第2項において準用する法第69条第2項の規定による漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継の認可の申請</p>	<p>漁業経営条件欠格届 ア 漁業協同組合連合会権利義務包括承継認可申請書 イ 権利義務の承継の経過を記載した書類 ウ 漁業協同組合連合会の会員が1人になったことを証する書類 エ 権利義務包括承継契約書の写し オ 被承継人及び承継人の総会の議事録の謄本 カ 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第1項の規定により作成した被承継人並びに承継人の財産目録及び貸借対照表 キ 法第91条の3第1項各号のいずれにも該当しないことを証する書類 ク 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項本文の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し（ファイルの記録を出力して作成された書面をいう。以下同じ。） ケ 法第91条の3第2項において準用する法第69条第4項において準用する法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書類（債権者が異議を述べた場合に限る。）</p>
<p>3 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</p>	<p>(1) 法第11条の2第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定によ</p>	<p>ア 資源管理規程制定認可申請書 イ 資源管理規程 ウ 法第11条の2第3項（法第92条第1項において</p>

	る資源管理規程の制定の認可の申請	準用する場合を含む。)の同意を得たことを証する書類 エ 水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号。以下「省令」という。)第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類(同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。)
	(2) 法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の変更の認可の申請	ア 資源管理規程変更認可申請書 イ 資源管理規程の変更箇所の新旧対照表 ウ 省令第5条第1項第4号に規定する資源管理規程が資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書類(同号の資源管理協定又は漁業権行使規則等が存する場合に限る。) エ 省令第5条第2項に規定する資源管理規程の変更が省令第4条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類
	(3) 政令第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出	ア 資源管理規程廃止届 イ 省令第5条第3項に規定する資源管理規程の廃止が省令第2条の規定により定めた資源管理規程を廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書類
4 漁業協同組合及び水産加工業協同組合	(1) 法第15条の2第1項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の制定の認可の申請	ア 共済規程制定認可申請書 イ 共済規程
	(2) 法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の変更の認可の申請	ア 共済規程変更認可申請書 イ 共済規程の変更箇所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本(法第48条第5項の規定により総会の議決を経なかった場合において、理事会で議決した場合にあっては、理事会の議事録の謄本又は抄本)
	(3) 法第15条の2第2項(法第96条第1項において準用する場合を含む。)の規定による共済規程の廃止の認可の申請	共済規程廃止認可申請書
	(4) 法第54条の4第4項(第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定による共済事業の譲渡の届	共済事業譲渡届

<p>5 漁業協同組合、 漁業生産組合、水 産加工業協同組合 及び漁業協同組合 連合会</p>	<p>出</p> <p>(1) 法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可の申請</p>	<p>ア 定款変更認可申請書</p> <p>イ 定款の変更箇所の新旧対照表</p> <p>ウ 法第53条第1項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)に規定する財産目録及び貸借対照表並びに法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し(定款の変更が出資1口の金額の減少に係るものであるときに限る。)</p> <p>エ 法第54条第2項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)に定める手続を経たことを証する書類(債権者が異議を述べたときに限る。)</p> <p>オ 組合員又は会員の全員(出資口数の最低限度の引上げに係る場合にあっては、当該引上げにより追加出資をすべき組合員又は会員の全員)が同意したことを証する書類(定款の変更が出資1口の金額の増加又は出資口数の最低限度の引上げに係るものであるときに限る。)</p> <p>カ 経営する漁業の種類及び内容を記載した書類並びに法第17条第2項の同意を得たことを証する書類(定款の変更が漁業及びこれに附帯する事業を追加しようとするものである漁業協同組合に限る。)</p>
	<p>(2) 法第48条第4項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出</p>	<p>ア 定款変更届出書</p> <p>イ 定款の変更箇所の新旧対照表</p> <p>ウ 変更後の定款</p>
	<p>(3) 法第68条第2項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条の2第2項の規定による解散の認可の申請</p>	<p>解散認可申請書</p>
	<p>(4) 法第68条第5項(法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)又は法第91条の2第5項の規定による解散の届出</p>	<p>解散届</p>
<p>6 漁業協同組合、 漁業生産組合、水 産加工業協同組合</p>	<p>法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)</p>	<p>ア 合併認可申請書</p> <p>イ 合併の経過を記載した書類</p> <p>ウ 各組合の合併に係る総会の議事録の謄本(法第</p>

及び漁業協同組合連合会又は設立委員	む。)の規定による合併の認可の申請	<p>69条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合にあっては、理事会の議事録の謄本)</p> <p>エ 法第69条第4項(法第86条第4項、第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する法第53条第1項に規定する各組合の財産目録及び貸借対照表(出資組合が合併する場合に限る。)</p> <p>オ 合併契約書の謄本</p> <p>カ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項の規定により公告した官報の写し及び債権者に催告を行ったことを証する書類又は法第121条第2項の規定による定款の定めに従い公告した時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の写し若しくは電子公告の写し</p> <p>キ 合併により存続又は設立される組合の定款</p> <p>ク 初年度の事業計画書</p> <p>ケ 法第69条第4項において準用する法第54条第2項の経手を経たことを証する書類(債権者が異議を述べた場合に限る。)</p> <p>コ 法第69条の2第3項(法第92条第5項及び第96条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は通知の写し(法第69条の2第1項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合に限る。)</p> <p>サ 法第70条第1項の規定により選任された設立委員が同項に定める手続を経たことを証する書類(合併によって組合を設立する場合に限る。)</p>
7 漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人	法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任等の請求	<p>ア 一時理事選任(総会招集)請求書</p> <p>イ 役員職務を行う者がない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
8 漁業協同組合、水産加工業協同組合の組合員その他の利害関係人並びに漁業協同組合連合会の会員その他の利害関係人	法第43条第3項(法第92条第3項及び第96条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任等の請求	<p>ア 一時代表理事選任請求書</p> <p>イ 代表理事の職務を行う者がない理由及びその年月日を記載した書類</p> <p>ウ 損害を生ずるおそれのある理由を記載した書類</p> <p>エ 請求者が利害関係人であることを証する書類</p>
9 漁業協同組合、漁業生産組合及び	(1) 法第123条第1項の規定による検査の請求	<p>ア 検査請求書</p> <p>イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を</p>

水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会等の会員	(2) 法第125条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	得たことを証する書類 ア 総会議決(選挙、当選)取消請求書 イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
10 漁業生産組合の清算人	法第86条第4項において準用する民法(明治29年法律第89号)第83条の規定による清算終了の届出	ア 清算終了届 イ 登記事項証明書